**大阪府管理道路沿道の掘削に関するお願い**

**沿道で掘削工事等を行う場合は、道路の構造に損傷等を与えることの無いよう十分注意して下さい。**

沿道で掘削工事等を行われる際、適切に山留めを設けていないことにより道路損傷事案が発生しています。

路肩の崩壊や路面の亀裂などの道路損傷が発生した場合、歩行者や車両などの通行に支障となる恐れがあります。また、これらが原因で歩行者や車両などに事故が発生すると、行為者または施工者等の原因者が責任を問われることがあります。

さらに、沿道掘削工事等に伴い道路に損傷等を与えた場合は、原因者に、復旧工事を命じる場合や、補修工事等の費用について請求する場合があります。

※特に注意が必要な掘削工事

掘削の深さが 1.5 メートルを超え、かつ45度の安定角ラインより

深く掘削する場合



【1.5ｍの根拠】

建築基準法施行令第136条の３第４項

建築工事等において深さ1.5メートル以上の根切り工事を行なう場合においては、地盤が崩壊するおそれがないとき、及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならない。

道路を損傷させた場合は、管轄の土木事務所へ連絡をお願い致します。

連絡先（市町村道及び国が管理する国道、政令市（大阪市及び堺市域）が管理する府道を除く）

土木事務所の管轄はこちら

<http://www.pref.osaka.lg.jp/dorokankyo/kanridoro/index.html>

〔参考法令（抜粋）〕

（道路に関する禁止行為）

道路法第43条　何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

一　みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。

二　みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

（原因者負担金）

道路法第58条　道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

（境界線付近の掘削に関する注意義務）

民法第238条　境界線の付近において前条の工事をするときは、土砂の崩壊又は水若しくは汚液の漏出を防ぐため必要な注意をしなければならない。